

## 「地域活性化のための観光教育推進事業」

### 【実施地域公募要領】

#### **(公募受付期間)**

受付開始：令和5年6月22日（木）

受付締切：令和5年7月13日（木）17時 [締切厳守]

#### **(本事業のお問い合わせ先)**

観光庁・参事官（観光人材政策）付

◇連絡先：03-5253-8367（担当：小菅、大野、吉田、井上）

令和5年6月

観光庁 参事官（観光人材政策）付

## 【目次】

I. 本事業の目的と内容 .....	1
1. 本事業の目的 .....	1
2. 本事業の流れ .....	1
II. 申請要件及び支援内容 .....	3
1. 申請要件 .....	3
2. 支援内容 .....	3
III. 申請手続 .....	6
IV. 採択地域の選定 .....	7

## **I. 本事業の目的と内容**

### **1. 本事業の目的**

観光立国の復活に向けた観光地・観光産業の再生には、それを支える人材の育成・確保が不可欠である。今現在における観光人材の育成・確保はもとより、未来の観光を支える潜在的な人材の掘り起こしと多面的な育成にも取り組む必要がある。

観光庁はこれまで、未来を担う若い世代の地域への愛着と誇りの醸成、観光の意義理解の促進により、観光立国を支える人材の裾野を広げる「観光教育」に取り組んできた。過年度までは、初等中等教育段階の児童・生徒が対象の、学校教育を中心とした取組が主で、特に直近の2年間は、新学習指導要領の適用により、令和4年4月から高等学校の商業科に導入された「観光ビジネス」科目の潮流を汲み、高等学校における観光教育の普及に注力してきた。

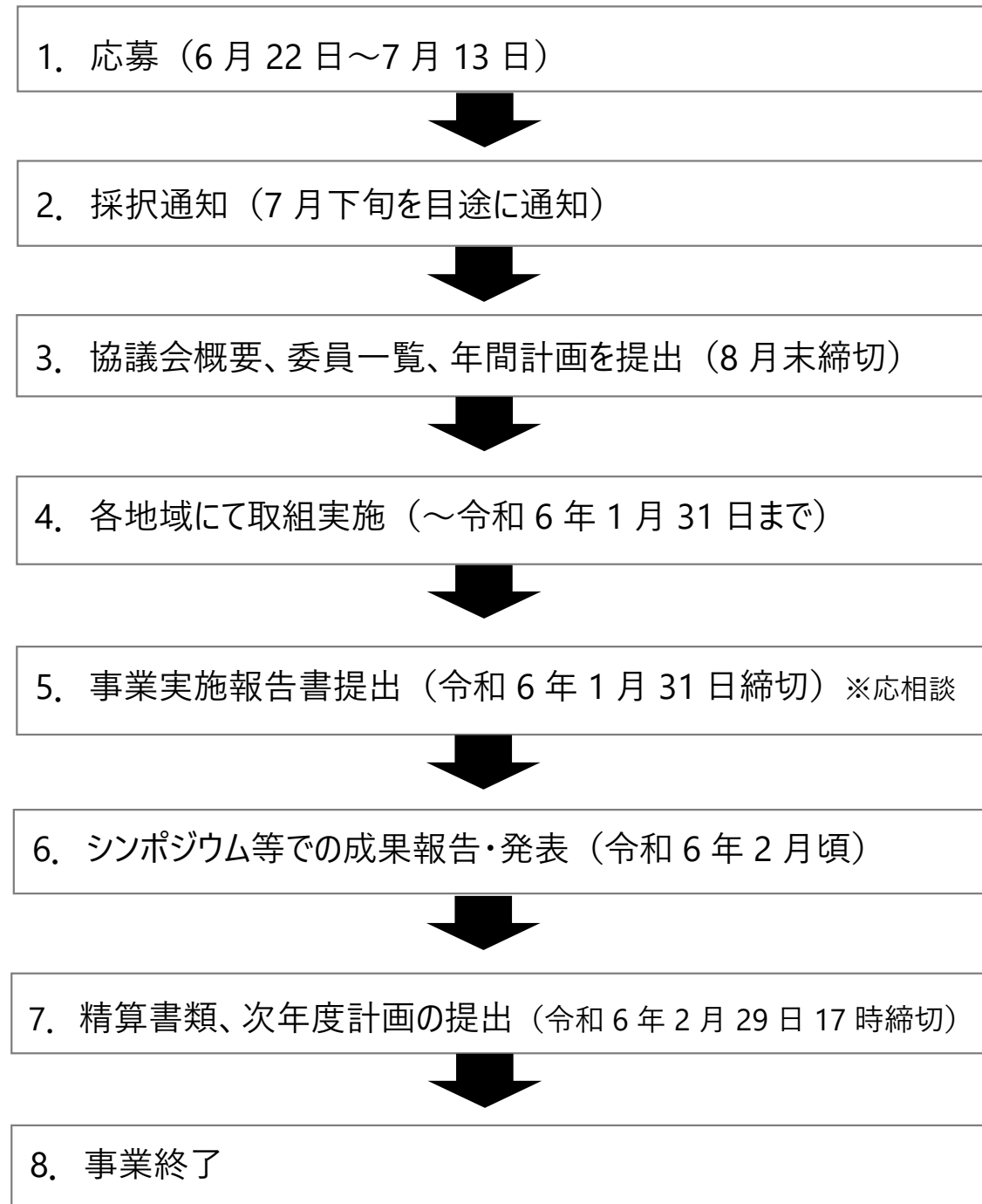
今後は、各地域において益々拡大する観光需要への対応を見据え、子どもたちのみならず大人も含めた住民全体を対象とし、学校単体ではなく地域の産学官関係者が連携した基盤が実施主体となることで、地域が一体となって観光教育に取り組むことが求められる。本事業では、各地域において継続的且つ実践的な観光教育推進のための産学官連携基盤を構築するとともに、地域の課題に対応した観光教育の取組を行い、「地域全体に開かれた観光教育」の実践を目指す。

## 2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 本事業に参画したい地域の申請者は、申請書類一式を記入の上、観光庁へメールで提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、選定委員会にて審査を行った上で、結果を通知します。
- (3) 採択の通知を受けた地域（以下「採択地域」という。）は、採択通知を受けた後、取組を開始することができます。
- (4) 採択地域は、継続的且つ実践的な観光教育実施のための産学官連携基盤（地域における観光教育協議会）を構築し、地域課題に対応した観光教育の取組を行っていただきます。また、初回の協議会開催後、協議会の概要、委員一覧、年間計画を提出いただきます。
- (5) 採択地域は、本事業の方針に沿って各種の取組を進めていただくとともに、観光庁との定例会議や、定期的な実施状況の確認・報告、現地視察等に対応いただきます。
- (6) 採択地域は、実施した取組の結果を書面および口頭で報告し、観光教育の先進モデル地域として、全国への横展開を目指し、シンポジウム等のイベントにおいて事業成果を発表いただきます。また、当該事業に係る各種経費の精算のため、領収書等の証憑を期日までにご提出いただきます。併せて、今年度の取組を踏まえ、地域における次年度の観光教育実施計画をご提出いただきます。

<本事業の流れ>



## II. 申請要件及び支援内容

### 1. 申請要件

以下の要件を全て満たす者を、本事業の申請対象者とします。

- 観光協会・DMO、自治体観光担当課ほか、地域における観光人材育成を主体的に行う者であること。
- 地域内の初等中等教育機関の参画を得て、観光教育を実施するものであること。  
(なお、高等学校の参画は必須とする)
- 観光教育の実施基盤として、地域における観光教育協議会を設置すること。また、協議会委員は、以下 3 分野すべての関係者を参加必須とし、申請時には同意を得ておくこと。必要に応じて他のステークホルダーも広く参加させること。
  - ◇ 観光関係者（観光協会・DMO 等）
  - ◇ 教育関係者（教育委員会、学校教員等）
  - ◇ 自治体関係者

### 2. 支援内容

#### (1) 支援対象事業について

以下の要件を全て満たす事業を、支援対象とします。

- I の 2 で示した流れに沿って事業を進め、必要書類を提出すること。
  - 観光関係者、教育関係者、自治体が相互に連携した観光教育の実施基盤として、地域における観光教育協議会を設置し、自地域に必要な観光教育の具体的取組、またその手法、次年度以降の計画、ランドデザイン等について継続的に協議すること。
  - 協議会は、本事業実施期間中 3 回以上開催すること。
  - 協議会での議論を踏まえ、以下を全て満たす観光教育の取組を実施すること。
    - 学校教育と連動した取組
    - 児童・生徒をはじめとした若い世代の「地域への愛着と誇りの醸成」や「観光への意義理解促進」を通じて、観光立国を支える人材の裾野を広げることを目的とした取組
    - 「持続可能な観光」の観点を取り入れた取組
- ※「持続可能な観光」の考え方については、観光立国推進基本計画を参照  
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonkeikaku.html>

- 地域課題の解決に寄与する取組
- 学校の中での教育活動に留まることなく、地域の様々なステークホルダーが積極的に関わり合い、観光によって地域活性化を行う取組
- 児童・生徒のみならず、保護者や地域住民等の大人も参画する取組
- 観光庁の過年度事業で制作した教材、授業案等を活用した取組
- 本事業終了以降も、地域における観光教育協議会が観光教育の実施主体となり、積極的且つ継続的に観光教育に取り組むこと。

## (2) 支援内容

事業実施にあたり、以下の支援を行います。

- 事業実施に係る必要経費の支援（詳細は（3）以下を参照）
- 定例会議や現地視察等における取組推進のための助言、相談対応
- シンポジウム等イベント開催にかかる各種調整

## (3) 支援対象経費

事業実施に係る以下の経費について、150万円を上限として支援します。

※具体的な費用については採択後、観光庁と協議の上決定します。

- フィールドワーク費
- 協議会開催時の謝金、旅費
- 地域での取組を継続的・効率的・安定的にするために制作されるものの費用  
例えば、観光教育の副読本、授業や取組紹介動画、広報活動など、地域における観光教育を根付かせる取組に活用できるものを期待しています。

本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。本事業により得られた成果を地域に根付かせ、また広く横展開することを狙いとしているため、それに要する経費を国費によって負担します。応募者に本事業を活用いただくことで、各地域において継続的且つ実践的な観光教育推進のための産学官連携基盤を構築するとともに、地域の課題に対応した観光教育の取組を行い、「地域全体に開かれた観光教育」の実践を目指しております。

#### (4) 支援対象外経費

支援対象外となる経費は、以下の通りです。

- 本事業に直接関係のない経費
- 採択通知日より前に発生した経費
- 各関係者の経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費、通信料等）
- 会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要となった利子 等

#### (5) 支援対象経費の精算

本事業の実施期間は、採択通知日から令和 6 年 1 月 31 日までの予定です。この実施期間内に、事業実施報告書の提出を済ませるようにお願いします。精算書類の提出は令和 6 年 2 月 29 日 17 時まで最終版資料をご提出ください。これを過ぎる場合、必要な支援対象経費の支払いを受けられない場合がありますのでご注意ください。



### Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、メールによりご提出ください。

#### (1) 申請書類の受付期間及び申請先

受付期間：令和5年6月22日（木）～令和5年7月13日（木）17時

※ 締切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って提出して下さい。

申請先：観光庁参事官（観光人材政策）付 担当 小菅、大野、吉田、井上

[hqt-kankokyoiku@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kankokyoiku@gxb.mlit.go.jp)

#### (2) 提出書類

以下の提出書類を全て上記提出先へご提出ください。

提出書類名	様式
申請書	様式 1 ※事業実施スケジュールを含む
費用積算書	様式 2
事業計画	別紙 1 ※様式自由

#### (3) 留意点

- 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

## IV. 採択地域の選定

### (1) 選定方法

- 選定委員会において、「(2) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- なお、締切後に、必要に応じて申請者等に対してヒアリングを実施する場合があります。

### (2) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

- ①提案内容の的確性
- ②優秀なモデルとなり得るか
- ③連携体制の確実性、主体性
- ④地域における波及効果
- ⑤計画性
- ⑥次年度以降の事業継続性

### (3) 選定結果の決定及び通知

- 採択地域決定後、7月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。
- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。